

改 正 後	現 行
<p>第二章 在外投票人名簿</p> <p>（在外投票人名簿の登録の申請の手続）</p> <p>第十五条 （略）</p>	<p>第二章 在外投票人名簿</p> <p>（在外投票人名簿の登録の申請の手続）</p> <p>第十五条 法第三十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外投票人名簿登録申請者」という。）が、在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章並びに第四百十四条第六項及び第七項において同じ。）（法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号を除き、以下この章並びに第四百十四条第六項及び第七項において同じ。）に對して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十六条第一項の規定による申請書（次項、次条及び第十九条において「在外投票人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外投票人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行つてゐる場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。</p> <p>一 当該在外投票人名簿登録申請者の旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省</p>

2 法第三十六条第三項の規定による在外投票人名簿登録申請書の送付は、当該在外投票人名簿登録申請者（同条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を法第三十六条第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書を添えて、外務大臣を経由して、しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

（在外投票人名簿の登録の申請の変更）
第十六条 （略）

2・3
（略）

令で定める書類に限る。）

二 当該在外投票人名簿登録申請者が、在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。）内に住所を有することを証するに足りる文書

2 法第三十六条第三項の規定による在外投票人名簿登録申請書の送付は、当該在外投票人名簿登録申請者（同条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を法第三十六条第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書を添えて、外務大臣を経由して、なければならない。

（在外投票人名簿の登録の申請の変更）

第十六条 在外投票人名簿登録申請者は、申請の日（法第三十四条第一項に規定する申請の時の属する日をいう。）以後登録基準日までの間に、次に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を在外投票人名簿登録申請書を提出した領事官に届け出なければならない。

- 一 日本の国籍を失った場合
 - 二 当該在外投票人名簿登録申請者の住所として在外投票人名簿登録申請書に記載された住所を変更した場合
 - 三 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合
- 2 前項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつ

4 領事官は、第一項各号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、直ちに、当該届出書を、外務大臣を経由して、当該在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿登録申請書を送付した市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

(在外投票人名簿に登録しなかった場合の通知)

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を法第三十六条第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）を在外投票人名簿に登録しなかったときは、直ちに、理由を付して、その旨を 同条第三項の規定により当該在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿登録申請書を送付した領事官（第二十九条において「經由領事官」という。）を経由して当該在外投票人名簿登録申請者に通知しなければならない。

たときは、当該在外投票人名簿登録申請者の法第三十六条第一項の規定による申請は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該在外投票人名簿登録申請者が他の法令の規定により在外投票人名簿登録申請書を提出した領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでない。

4 領事官は、第一項各号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、直ちに、当該届出書を、外務大臣を経由して、当該在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿登録申請書を送付した市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(在外投票人名簿に登録しなかった場合の通知)

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を法第三十六条第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）を在外投票人名簿に登録しなかったときは、直ちに、理由を付して、その旨を外務大臣及び同条第三項の規定により当該在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿登録申請書を送付した領事官（第二十九条において「經由領事官」という。）を経由して当該在外投票人名簿登録申請者に通知しなければならない。

(在外投票人証の記載事項等)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該投票人の登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

5 (略)

(在外投票人証の記載事項等)

第二十一条 在外投票人証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 投票人の氏名及び生年月日
- 二 投票人の国外における住所
- 三 その他総務省令で定める事項

2 投票人は、国民投票の期日までに在外投票人証の記載事項に変更が生じたときは、在外投票人証を添えて、在外投票人名簿に関する事務について当該投票人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外投票人証に変更に係る事項の記載を受けることができる。

3 前項の規定による届出は、記載事項の変更の届出書に在外投票人証の記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、変更を生じた記載事項が投票人の国外における住所その他総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定めるときは、この限りでない。

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該投票人の登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

5 第十七条第四項及び第五項の規定は、第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第四項中「在外投票人名簿登録申請者(法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を法第三十六条第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）」の被登録資格」とあるのは「第二十一条第二項の規定による届出の内容」と、同条第五項中「在

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外投票人証に変更に係る事項を記載した場合には、総務省令で定めるところにより、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該

届出をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。

7 (略)

(在外投票人証の再交付)

第二十二条 (略)

外選挙人名簿に登録されている者又は在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を法第三十六条第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）とあるのは「第二十一条第二項の規定による届出をする者」と、「被登録資格を有する」とあるのは「当該届出の内容が事実である」と読み替えるものとする。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外投票人証に変更に係る事項を記載した場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者、同条第九項に規定する特定信書事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもって、第二項の規定による届出をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。ただし、当該届出の際に、郵便等をもって交付を受けることが困難である旨の届出があった場合には、外務大臣及び第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該届出をした者に当該在外投票人証を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、在外投票人証の記載事項の変更に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(在外投票人証の再交付)

第二十二条 投票人は、国民投票の期日までに次の各号のいずれかに該当する場合には、在外投票人名簿に関する事務について当該投票人の住所を管轄する領事官を経由して、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外投票人証の再交付を申請することができる。

一 在外投票人証を亡失し、又は滅失した場合

2
(略)

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外投票人証を再交付する場合には、総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該申請をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。

4
(略)

(出訴期間の特例)

第二十七条 法第四十条第一項において読み替えて準用する公職選挙法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者、同条第九項に規定する特定信書事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する場合とする。

- 二 在外投票人証を汚損し、又は破損した場合
- 三 その他総務省令で定める場合

2 前条第四項の規定は、前項の在外投票人証の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、「届出書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外投票人証を再交付する場合には、郵便等をもって、同項の規定による

申請をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。ただし、当該申請の際に、郵便等をもって交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該申請をした者に当該在外投票人証を交付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外投票人証の再交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(出訴期間の特例)

第二十七条 法第四十条第一項において読み替えて準用する公職選挙法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便等

により送付する場合とする。

(在外投票人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者（在外投票人証を交付された者に限る。次項及び第三項において同じ。）を在外投票人名簿から抹消したときは、直ちに、理由を付して、その旨を

經由領事官に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者を在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を經由領事官を經由して、その者に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録）を修正し、又は訂正したときは、直ちに、その旨を經由領事官に通知しなければならない。

(在外投票人名簿から抹消すべき事由に関する通知)

第三十条 領事官は、在外投票人名簿に登録されている者について登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、直ちに、その旨を当該在外投票人名簿から抹消すべき者が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第三章 投票

(在外投票人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者（在外投票人証を交付された者に限る。次項及び第三項において同じ。）を在外投票人名簿から抹消したときは、直ちに、理由を付して、その旨を外務大臣を經由して、經由領事官に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者を在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び經由領事官を經由して、その者に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録）を修正し、又は訂正したときは、直ちに、その旨を外務大臣を經由して、經由領事官に通知しなければならない。

(在外投票人名簿から抹消すべき事由に関する通知)

第三十条 領事官は、在外投票人名簿に登録されている者について登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、直ちに、その旨を外務大臣を經由して、当該在外投票人名簿から抹消すべき者が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第三章 投票

第一節 投票所における投票

(投票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任)

第三十四条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理人の氏名等の告示)

第三十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

(指定投票区の指定等)

第三十六条 (略)

第一節 投票所における投票

(投票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任)

第三十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理人の氏名等の告示)

第三十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名

を告示しなければならない。

(指定投票区の指定等)

第三十六条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条第五項の規定により投票区を指定する場合には、当該指定する投票区(以下「指定投票区」という。)の属する開票区に属する投票区であって、同項の規定によ

2 前項の場合において、市町村の選挙管理委員会は、法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であつて、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの開票区の投票管理区域にも第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下この項において「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区（国民投票の期日に当該指定投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができるものに限る。）に係る指定関係投票区として定めることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたときは、直ちにその旨を告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。指定投票区の指定を取り消し、又は指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

4 市町村の選挙管理委員会が、国民投票の期日に第一項又は第二項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした事前に第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の

り当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票に関する事務のうち次条第二項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行うもの（以下「指定関係投票区」という。）を併せて定めなければならない。

（新設）

2 前項 の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。指定投票区の指定を取り消し又は 指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

（新設）

規定により送致された法第六十一条の規定による投票に関する事務については、当該指定及び定め又は変更は、その効力を有しない。

(指定投票区の投票管理者等の事務の方法等)

第三十七条 (略)

2 法第四十八条第五項に規定する投票に関する事務のうち政令で定める

ものは、指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票であつて、第八十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)又は第二項の規定により指定投票区の投票管理者に送致されたもの(国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより当該指定投票区に係る指定関係投票区となつた投票区に属する投票人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項(同号に係る部分に限る。)又は第二項の規定により当該指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。)に係る第九十条第一項、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務とする。

3 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票(国民投票の期日に指定投票区を

指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となつた投票区に属する投票人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第八十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による送致をするものに限る。)に係る第九十条第一項、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務を行わないものとする。

(指定投票区の投票管理者等の事務の方法等)

第三十七条 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する投票人が第九十二条第二項の規定により投票をした場合その他必要がある

と認める場合には、直ちにその旨を当該指定関係投票区に係る指定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

2 法第四十八条第五項に規定する投票に関する事務のうち政令で定める

ものは、指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票であつて、第八十八条

の規定により指定投票区の投票管理者に送致されたもの

に係る第九十条第一項、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務とする。

3 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票

に係る第九十条第一項、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務を行わないものとする。

(指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第四十条 指定投票区について法第七十一条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区は、指定投票区及び指定関係投票区でなくなるものとする。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

2 指定関係投票区について法第七十一条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該指定関係投票区は、指定関係投票区でなくなるものとする。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

(投票立会人の氏名等の通知)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条第一項の規定により投票立会人を選任した場合には、直ちに当該投票立会人の住所及び氏名並びに当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間）を当該投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票人名簿の送付等)

第四十二条 (略)

(指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第四十条 指定投票区について法第七十一条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区は、指定投票区及び指定関係投票区でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

2 指定関係投票区について法第七十一条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該指定関係投票区は、指定関係投票区でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

(投票立会人の氏名等の通知)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称をその

投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知
しなければならない。

(投票人名簿の送付等)

第四十二条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その投票区の区域に係る

投票人名簿又はその抄本を送付すること。

二 その投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が当該投票人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合を除く。） 次に掲げるいずれかの措置

イ 当該投票人名簿に登録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ 当該投票人名簿に登録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付すること。

ハ 当該投票人名簿に登録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が当該投票人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合に限る。） 当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に登録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

2 市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区があるときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 三 （略）

2 市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人名簿又はその抄本を送付すること。

二 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第九十一条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合を除く。） 次に掲げるいずれかの措置

イ 当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ 当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体を送付すること。

ハ 当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

(投票に関する書類の保存)

第五十七条 投票に関する書類(国民投票に用いなかった投票用紙を含む。)
は、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで(国民投票に用いなかった投票用紙にあつては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで)、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第三節 期日前投票

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第六十条 法第六十条第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これ

三 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合(当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第九十一条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合に限る。) 当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

(投票に関する書類の保存)

第五十七条 投票に関する書類
は、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第三節 期日前投票

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第六十条 法第六十条第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これ

らの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条		第四十一条			(略)
氏名	時間	氏名並びに	名称	投票所	時間
氏名並びにその者が職務を行うべき日(同一の日に	日及び時間	氏名、	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日)との当該	期日前投票所	日及び時間

らの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条		第四十一条		第四十二条第一項	
氏名	名称	投票所	各投票区	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
氏名並びにその者が職務を行うべき日	名称並びにその者の投票に立ち会うべき日	期日前投票所			

第四十二条第 一項各号		第四十三条第 二項、第四十 四条、第四十 六条及び第五 十一条第一項		第五十二条第 四項	第五十三条		第五十四条
投票区の区域		投票所		第五十九条第二項	投票所	第七十四条	第六十七条第一項
期日前投票所		期日前投票所		第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第五十九条第二項	期日前投票所	第六十条第六項において準用する法第七十四条	第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十七条第一項
投票箱を送致すべき投票 立会人（投票管理者が同 時に開票管理者である場 合には、投票管理者の指 定した投票立会人）が保		投票管理者の指定した投 票立会人が封印をし					

<p>(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)</p> <p>第六十一条 投票人は、法第六十条第一項の規定による投票をしようとする場合には、国民投票の当日に同項各号に掲げる事由のいずれかに</p>		

第五十五条		第五十六条第一項		第五十六条第六項及び第七項
管し	保管しなければ	開票管理者	投票所	ならない
封印をしなければ	市町村の選挙管理委員会	期日前投票所	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない	及び市町村の選挙管理委員会は、法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条
				期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第六十一条 投票人は、法第六十条第一項の規定による投票をしようとする場合には、同項各号に掲げる事由のうち国民投票の

該当すると見込まれる旨を 申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

第四節 不在者投票

(不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第六十六条 第六十四条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、投票人は、国民投票の当日に法第六十条第一項各号に掲げる事由のいずれかに 該当すると見込まれる旨を 申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

(不在者投票管理者)

第六十九条 (略)

28 (略)

当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

第四節 不在者投票

(不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第六十六条 第六十四条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、投票人は、法第六十条第一項各号に掲げる事由のうち国民投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を 申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

(不在者投票管理者)

第六十九条 法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人が現に所在し、又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第六十四条第一項の規定による請求をしたもの（第七十二条第一項において「病院等」に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援

施設の長又は保護施設の長を法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で現に国民投票の投票権を有しないものの不在者投票については、前二項の規定によるほか、その投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 総トン数二十トン以上の船舶（漁船にあつては、総トン数三十トン以上のものとする。）に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの 当該船舶の船長

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長

三 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置されている者 当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置

施設の留置業務管理者

四 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者 当該少年院の長又は少年鑑別所の長

5 法第六十一条第四項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する特定国外派遣組織（以下この節において「特定国外派遣組織」という。）の長とする。

6 法第六十一条第七項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する指定船舶又は同項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この節において「指定船舶等」という。）の船長とする。

7 法第六十一条第九項各号に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する南極地域調査組織（以下この節において「南極地域調査組織」という。）の長とする。

8 第四項第一号の船舶の船長、第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長は、外国人である場合には、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることできない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船舶の船長、病院の院長、

老人ホームの長、原子爆弾

被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第

職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第

七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

（不在者投票の送致）

第八十八条 不在者投票管理者は、第七十条から第七十二条までの規定により投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第七十条第三項（第七十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会った者にあつては署名又は記名押印を、第七十二条第三項において準用する第七十条第三項の規定により投票に立ち会った者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければならない。

一（三）（略）

2 投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第七十八条、第八十一条第十二項、第八十二条第十三項（第八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条の第三九項又は前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により投票の送付又

七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

（不在者投票の送致）

第八十八条 不在者投票管理者は、第七十条から第七十二条までの規定により投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第七十条第三項（第七十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会った者にあつては署名又は記名押印を、第七十二条第三項において準用する第七十条第三項の規定により投票に立ち会った者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

ならない。

一 第七十条又は第七十二条の規定により投票を受け取った場合 投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

二 第七十一条の規定により投票を受け取った場合（次号に掲げる場合を除く。） 投票人が属する投票区の投票管理者

三 第七十一条の規定により投票を受け取った場合であつて、当該投票をした投票人が属する投票区が指定関係投票区であるとき 投票人が属する投票区に係る指定投票区の投票管理者

2 投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第七十八条、第八十一条第十二項、第八十二条第十三項（第八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条の第三九項又は前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により投票の送付又

は送致を受けた場合には、投票、不在者投票証明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙を投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

（不在者投票に関する調書）

第八十九条 投票人が登録されている投票人名簿又は在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第六十四条、第六十七条、第七十一条、第七十七条、第八十一条第四項から第七項まで及び前条の規定によりとった措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 4 （略）

は送致を受けた場合には、直ちに投票、不在者投票証明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙を投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致しなければならない。

（不在者投票に関する調書）

第八十九条 投票人が登録されている投票人名簿又は在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第六十四条、第六十七条、第七十一条、第七十七条、第八十一条第四項から第七項まで及び前条の規定によつてとった措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略（在外投票人名簿に登録されている投票人の不在者投票（第四項において「在外投票人の不在者投票」という。）に係る概略を除く。）を記載した不在者投票に関する調書を投票区ごとに作成して、これに記名押印し、関係のある投票管理者に送致しなければならない。

3 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合における指定投票区及び指定関係投票区に係る前項の規定の適用については、同項中「投票区ごとに」とあるのは「指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区を通じて」と、「関係のある投票管理者」とあるのは「指定投票区の投票管理者」とする。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略（在外投票人の不在者投票に係る概略に限る。）を記載した在外投票人の不在者投票に関する調書を指定在外投票区ごとに作成して、これに記名押印し、指定在外投票区の投票管理者に送致しな

5 第二項

及び前

項の規定により不在者投票に関する調書の送致を受けた投票管理者は、当該調書を投票録に添えなければならない。

(投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置)

第九十条 投票管理者（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区の投票管理者を除く。）は、投票所を閉じる時刻までに第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

2 指定在外投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第三百条第一項の規定により読み替えて適用される第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

(投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置)

第九十三条 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に第十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取った年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

第五節 在外投票

なければならない。

5 第二項（第三項において読み替えて適用される場合を含む。）及び前

項の規定により不在者投票に関する調書の送致を受けた投票管理者は、当該調書を投票録に添えなければならない。

(投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置)

第九十条 投票管理者（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区の投票管理者を除く。）は、投票所を閉じる時刻までに第八十八条
条
の規定に

よる投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

2 指定在外投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第三百条第一項の規定により読み替えて適用される第八十八条

の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

(投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置)

第九十三条 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に第十八条
の規
定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取った年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

第五節 在外投票

(在外公館等における在外投票の送致)

第九十八条 在外公館の長は、第九十五条の規定により投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第二項の規定により投票に立ち会った者に署名又は記名押印をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを外務大臣を経由して、投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送付しなければならない。

2 前項の規定により投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、これを当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する書類の保存)

第百条 (略)

2 法第六十二条第一項第一号の規定による投票に関する書類(第九十八条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したものと及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除き、国民投票に用いなかった投票用紙を含む。)は、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで(国民投票に用いなかった投票用紙にあつては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟に係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで)、在外公館の長において保存しなければならない。

(在外公館等における在外投票の送致)

第九十八条 在外公館の長は、第九十五条の規定によつて投票を受け取った場合においては、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第二項の規定によつて投票に立ち会った者に署名又は記名押印をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを外務大臣を経由して、投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送付しなければならない。

2 前項の規定によつて投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、直ちにこれを当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者に送致しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する書類の保存)

第百条 前条第二項に規定する調書は、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、総務大臣において保存しなければならない。

2 法第六十二条第一項第一号の規定による投票に関する書類(第九十八条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したものと及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除く。)は、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、在外公館の長において保存しなければならない。

(郵便等による在外投票の方法及び送致)

第二百二条 (略)

2 前項の規定により 投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、これを当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならぬ。

(送致を受けた在外投票の措置)

第七十七条 第九十条第二項、第九十一条及び第九十三条の規定は、第九十八条第二項又は第九十二条第二項の規定により送致された在外投票について準用する。この場合において、第九十条第二項中「第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第八十八条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)」又は第二項とあるのは「第九十八条第二項又は第九十二条第二項」と、第九十一条第二項中「第七十条第五項(第七十一条第三項、第七十二条第四項、第八十一条第十一項、第八十二条第十項又は第八十五条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九十五条第四項」と、第九十三条中「第八十八条第一項(第二号及び

(郵便等による在外投票の方法及び送致)

第二百二条 前条第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、国民投票の期日前十四日に当たる日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該投票人が属する指定在外投票区の投票所を閉じる時刻までに次項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

2 前項の規定によつて投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、直ちにこれを当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者に、送致しなければならぬ。

(送致を受けた在外投票の措置)

第七十七条 第九十条第二項、第九十一条及び第九十三条の規定は、第九十八条第二項又は第九十二条第二項の規定により送致された在外投票について準用する。この場合において、第九十条第二項中「第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第八十八条」とあるのは「第九十八条第二項又は第九十二条第二項」と、第九十一条第二項中「第七十条第五項(第七十一条第三項、第七十二条第四項、第八十一条第十一項、第八十二条第十項又は第八十五条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九十五条第四項」と、第九十三条中「第八十八条

第三号に係る部分に限る。」又は第二項」とあるのは「第九十八条第二項又は第百二条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 開票

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第百十条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第七十五条第二項の規定又は第百八条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

（開票立会人の氏名等の通知）

第百十二条 市町村の選挙管理委員会は、法第七十六条第二項の規定により開票立会人が定まった場合又は同条第四項若しくは第五項の規定により市町村の選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合には、直ちに、当該開票立会人の住所及び氏名並びに政党等の届出に係る者については当該政党等の名称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については当該開票立会人の属する政党等の名称を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。

（数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等）

第百十三条 （略）

「とあるのは「第九十八条第二項又は第百二条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 開票

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第百十条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第七十五条第二項の規定又は第百八条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（開票立会人の氏名等の通知）

第百十二条 市町村の選挙管理委員会は、法第七十六条第二項の規定により開票立会人が定まった場合又は同条第四項の規定により市町村の選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合には、直ちに、当該開票立会人の住所及び氏名並びに政党等の届出に係る者については当該政党等の名称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については当該開票立会人の属する政党等の名称を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。

（数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等）

第百十三条 数市町村合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は

2
(略)

3 数市町村合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前

日に設けられたものを除く。）においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時告示、同条第五項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第一項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき市町村又は指定都市の区の選挙管理委員会が行う。

4 数市町村合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。

2 関係市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき市町村又は指定都市の区の選挙管理委員会を定め、又は指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 数市町村合同開票区

においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時告示、同条第四項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第一項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき市町村又は指定都市の区の選挙管理委員会が行う。

（新設）

5	(略)
6	(略)
7	(略)
8	<p>数区合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時</p> <p>の告示、同条第五項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第六項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会が行う。</p>
9	<p>数区合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限り。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。</p>
10	(略)
4	<p>数市町村合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定及び告示を行う。</p>
5	<p>数区合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会に対して行わなければならない。</p>
6	<p>指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会を指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。</p>
7	<p>数区合同開票区</p> <p>においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時の告示、同条第四項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第五項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会が行う。</p> <p>（新設）</p>
8	<p>数区合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。</p>

（国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人）
 第百十三条の二 公職選挙法施行令第七十条の四から第七十条の八までの規定は、国民投票において法第七十六条第四項の規定により開票立会人を選任する場合について準用する。この場合において、これらの規定（同令第七十条の四第一項の規定を除く。）中「所属選挙人名簿登録者数」とあるのは「所属投票人名簿登録者数」と、「政党その他の政治団体」とあり、及び「公職の候補者」とあるのは「政党等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条の四 第一項	分割開票区を	分割開票区（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「憲法改正手続法施行令」という。）第五十九条の四第一項に規定する分割開票区をいう。以下同じ。）を
所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日前の直近の法第十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において	所属投票人名簿登録者数（国民投票の期日前十五日に当たる日現在において、当該開票区に属する投票区の投票人名簿に登録されている投票人の数を合計した数をいう。	

（新設）

第七十条の五 第一項					
第七十条の三第四項	数市町村合同開票区を	政党その他の政治団体	の所属選挙人名簿登録者 数	（所属選挙人名簿登録者 数	、当該開票区に属する投票区 の選挙人名簿に登録されている 選挙人の数を合計した数をいう。
憲法改正手続法施行令第百十三条第四項	数市町村合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第一項に規定する数市町村合同開票区をいう。以下同じ。）を	政党等（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）以下「憲法改正手続法」という。）第六十六条第二項に規定する政党等をいう。以下同じ。）	の所属投票人名簿登録者 数	（所属投票人名簿登録者 数	

	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五 第三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五 第五項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の五 第六項	数区合同開票区を	数区合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第二項に規定する数区合同開票区をいう。以下同じ。）を
	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五 第八項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五 第十項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項

第七十條の六 第一項	第七十條の三第四項	憲法改正手続法施行令第 百十三條第四項
第七十條の六 第三項	法第六十二條第一項の規 定又は第七十條第一項	憲法改正手続法第七十六 條第一項
第七十條の六 第五項	同條第一項の規定又は第 七十六條第一項	憲法改正手続法第七十六 條第一項
第七十條の六 第六項	第六十六條第一項	憲法改正手続法施行令第 百八條第一項
	第七十條の三第四項	憲法改正手続法施行令第 百十三條第四項
	第七十條の三第九項	憲法改正手続法施行令第 百十三條第九項
	法第六十二條第一項の規 定又は第七十條第一項	憲法改正手続法第七十六 條第一項
第七十條の六 第八項	同條第一項の規定又は第 七十六條第一項	憲法改正手続法第七十六 條第一項
第七十條の六 第十項	第六十六條	憲法改正手続法施行令第 百八條

第七十条の六 第十一項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第 百十三条第九項
第七十条の六 第十三項	法第六十二条第一項の規 定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六 条第一項
第七十条の六 第十五項	同条第一項の規定又は第 七十条第一項	憲法改正手続法第七十六 条第一項
第七十条の七 第一項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第 百八条第二項
第七十条の七 第三項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第 百十三条第四項
第七十条の七 第四項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第 百八条第一項
第七十条の七 第六項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第 百十三条第九項
	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第 百八条第二項

第五章 国民投票分会及び国民投票会

第五章 国民投票分会及び国民投票会

(国民投票分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二百二十四条 都道府県の選挙管理委員会は、法第八十九条第二項又は前条第一項の規定により国民投票分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

(国民投票長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第三十条 中央選挙管理会は、法第九十四条第二項又は前条第一項の規定により国民投票長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第六章 補則

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十一条 指定都市においては、法第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十五条第一項、第二十七条から第二十九条の三まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十九条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項(在外投票人名簿の登録に関する部分を除く。)、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第五十二条の二第一項から第四項まで、第六十条第一項か

(国民投票分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二百二十四条 都道府県の選挙管理委員会は、法第八十九条第二項又は前条第一項の規定により国民投票分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(国民投票長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第三十条 中央選挙管理会は、法第九十四条第二項又は前条第一項の規定により国民投票長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第六章 補則

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十一条 指定都市においては、法第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十五条第一項、第二十七条から第二十九条の三まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十九条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項(在外投票人名簿の登録に関する部分を除く。)、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第五十二条の二第一項から第四項まで、第六十条第一項か

ら第四項まで及び第七項、第六十一条第三項、第七項、第九項及び第十項、第六十二条第三項並びに第六十五条第一項、第二項及び第四項、法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第五項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第四百四十二条第一項ただし書及び第四百四十三条並びに法第二十六条第二項又は第四十条第二項において準用する公職選挙法第二百十九条第一項の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第四十三条第一項（在外投票人名簿の登録に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 (略)

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第四百四十二条 指定都市においては、第一条、第一条の二、第四条第二項及び第三項、第十七条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第二十九条、第三十一条第一項、第三十六条第二項、第六十四条第一項、第七十

ら第四項まで及び第七項、第六十一条第三項、第七項、第九項及び第十項、第六十二条第三項並びに第六十五条第一項、第二項及び第四項、法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第四項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第四百四十二条第一項ただし書及び第四百四十三条並びに法第二十六条第二項又は第四十条第二項において準用する公職選挙法第二百十九条第一項の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第四十三条第一項（在外投票人名簿の登録に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 指定都市における法第二十二条第一項及び第三十五条の規定の適用については、法第二十二条第一号中「当該市町村の」とあるのは「当該区（総合区を含む。以下同じ。）の区長（総合区長を含む。以下同じ。）が作成した」と、同項第二号中「当該市町村の」とあるのは「当該区の区長が作成した」と、「他の市町村の」とあるのは「他の市町村の住民基本台帳又は当該市の他の区の区長が作成した」と、「いずれかの市町村」とあるのは「いずれかの市区町村」と、法第三十五条第一号中「当該市町村」とあるのは「当該区」と、同条第二号及び第三号中「市町村」とあるのは「市区町村」とする。

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第四百四十二条 指定都市においては、第一条、第一条の二、第四条第二項及び第三項、第十七条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第二十九条、第三十一条第一項、第三十六条第二項、第六十四条第一項、第七十

条第一項並びに第四百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

2 指定都市においては、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の四第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第六十三条の二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第八十条第一項、第九十条第三項及び第四項、第一百十三条第一項から第五項まで、第二百一十一条第二項、第二百二十二条第一項及び第二項並びに第三百三十六条第一項並びに第一百三十三条の二において準用する公職選挙法施行令第七十条の四第一項、第七十条の五第一項、第七十条の六第一項及び第六項並びに第七十条の七第一項の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に適用する。

3 (略)

条第一項並びに第四百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

2 指定都市においては、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の四第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第六十三条の二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第八十条第一項、第九十条第三項及び第四項、第一百十三条第一項から第四項まで、第二百一十一条第二項、第二百二十二条第一項及び第二項並びに第三百三十六条第一項

の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に適用する。

3 指定都市における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条第二項		市町村の	区（総合区を含む。以下この節において同じ。）の区長（総合区長を含む。以下この節において同じ。）が作成した
第八十三条	市町村の投票人名簿		区の投票人名簿
	市町村の住民基本台帳		区の区長が作成した住民基本台帳

